

新旧対照表

浦安市高齢者福祉乗車券の支給に関する規則（平成9年規則第30号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 乗車券の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。） は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている高齢者とする。ただし、浦安市障がい者等外出支援ＩＣカード利用負担助成規則（平成25年規則第15号）第2条に規定する対象者若しくは同一年度において同規則第4条第3項の規定による助成の決定を受けた者又は同一年度において浦安市高齢者外出支援ＩＣカード利用負担額助成規則（令和7年規則第 号）第4条第3項の規定による助成の決定を受けた者を除く。</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 乗車券の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。） は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている高齢者とする。ただし、浦安市障がい者等外出支援ＩＣカード利用負担助成規則（平成25年規則第15号）第2条に規定する対象者を除く。</p>
<p>(支給等)</p> <p>第3条 省 略</p> <p>2 乗車券は、<u>京成バス千葉ウエスト株式会社</u>が行う道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業であつて、専ら市内を運行するものに使用することができる。</p> <p>3・4 省 略</p>	<p>(支給等)</p> <p>第3条 同 左</p> <p>2 乗車券は、<u>東京ベイシティ交通株式会社</u>が行う道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業であつて、専ら市内を運行するものに使用することができる。</p> <p>3・4 同 左</p>
<p>附 則</p> <p>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p>	